

# 一般事業主行動計画

社会福祉法人 明 桜 会

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日

2. 内 容

## 【目標1】

妊産婦の就業制限事項、産休・育休期間中の手続き・給付金、社会保険料免除制度の周知・情報提供等を行い、職員が安心して出産や育児に専念できるようにする。

### [対策]

以下の内容を記載したパンフレットを常にバージョンアップして職員に配付し、制度の周知を行う。

- ①産前休業から職場復帰予定日までのスケジュール
- ②妊娠中および産後の女性職員の母性健康管理
- ③出産手当金、出産育児一時金、育児休業給付金
- ④社会保険料の免除

## 【目標2】

年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間6日以上とする。

### [対策]

各月 有給休暇取得予定の掲示をし、取得状況を取りまとめる。

各年 問題点や改善点の有無について社内検討会議で検討する。

(問題点があった場合) 改善のための取組を検討し、実施する。